

12月3日(月)～9日(日)は障害者週間 思いやりの輪を広げて 差別のない「優しいまち」

「障害者週間」は、平成16年6月の障害者基本法の改正により制定されました。その目的は、①国民に障害者の福祉についての関心と理解を広めること②障害者が社会・経済・文化などあらゆる分野に積極的に参加する意欲を高めることです。

清瀬市や東京都などで、障害者週間に合わせて催し物が開催されます。この機会に、障害のある方への理解や必要な配慮について考えてみませんか。☎障害福祉課障害福祉係 ☎042・497・2073

「東京都版 障害者差別解消法」が制定されました

平成28年4月1日に、すべての国民が障害の有無に関わらず共に生きる社会を目指し、障害者差別解消法が制定されました。これは「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供の義務化」を定めるものです。例えば、障害があるという理由だけでレストランが入店を拒否することは「不当な差別的取扱い」です。一方で、車椅子に乗った方がレストランに入る時に、段差をなくすためスロープを用意することは「合理的配慮の提供」です。法律では不当な差別的取扱いは禁止していますが、合理的配慮の提供は、民間事業者(レストランやコンビニなど)の大きな負担にならないよう、できる範囲で行う努力義務としています。

「東京都版」差別解消法は、正式には「東京都障害者への理解促進及び

差別解消の推進に関する条例」といい、平成30年10月1日に施行されました。条例のポイントは、①民間事業者の合理的配慮の提供を義務化②広域支援相談員の設置③紛争解決の仕組みの整備です。

この条例の施行によって、障害による差別のない社会の実現が一層推進されます。しかし、障害の有無に関わらず共に生きる社会の実現には、一人ひとりの心配りが欠かせません。身近な人に優しい心を持って接し、「思いやりの輪」を広げて、誰もが生き生きと暮らせる差別のない社会の実現を目指しましょう。



3つのポイント

- ① 民間事業者の合理的配慮の提供を義務化
- ② 広域支援相談員の設置
- ③ 紛争解決の仕組みの整備

合理的配慮とは、「障害者やその家族などから社会的障壁(困っていること)を無くしてほしいと頼まれた時に、それが大きな負担でなければ必要かつ合理的な取り組みを行うこと」を言います。合理的な配慮は1つだけではなく、申し出があった方法で対処できない場合には、「建設的な対話」で、他の選択肢を示すなど柔軟に対応することが必要です。

■(具体的な例)

車椅子を使用している方が、エレベーターのない3階建てのスーパーに対して「3階に行けるようにエレベーターを設置してほしい」と要望しました。「合理的配慮」とは・・・エレベーターの設置には場所の確保や費用に大きな負担が生じるため設置が難しいということになりました。そのため、スーパーは、その方が買いたい物を3階から持ってきて、直接商品を見て買い物できるようにしました。

広域支援相談員(相談員)は、障害者差別に関する相談を、障害者やその関係者、民間事業者から受け付けます。障害者が実際に差別を受けた場合や、差別かもしれないと思った時に相談できる窓口です。

また、民間事業者が「どのような行為が障害者差別に該当するか」や「過重な負担」の判断を相談することができます。相談員は、専門的な知識を持っているので、それぞれに助言を行うことができます。

更に、必要に応じて、障害者と事業者の仲介をしてどういった配慮ができるのか具体的な案を提示します。

主な相談窓口は広域支援相談員ですが、それでも解決しない場合は調整委員会を設けます。調整委員会は公正中立な立場で審査する第三者機関です。調整委員会の役割はあつせん(調整)、勧告(指示)、公表の3段階があります。

まず、調整委員会は事実関係を調査し、調整案を事業所に提出します。その案に事業所が正当な理由なく従わない場合や、案を実施しても問題が解決しない場合には、勧告(指示)をすることができます。勧告に法的拘束力はありませんが、それでも事業所が従わない場合は、最終的には公表を行います。

ここでの公表は都民に対し広く情報提供を行うものとしています。

関連イベント

市内事業所紹介・障害のある方の作品展

①市内事業所の紹介や、②障害のある方が作成した作品の展示を行います。☎①12月4日(火)～9日(日)午前10時～午後8時②12月3日(月)～7日(金)午前8時30分～午後5時☎①クレアギャラリー(クレアビル4階)②市役所本庁舎1階ロビー☎☎障害福祉課障害福祉係 ☎042・497・2073



市民交流事業

「高次脳機能障害 自分らしく生きるために」

I部は基調講演「リハビリテーション～生活自立に向けて～」、II部は「当事者の体験発表会」を開催します。病気や外傷により脳が損傷し、会話や思考などに支障をきたす高次脳機能障害の特徴を知り、暮らしやすくするための方法を皆さんと一緒に考えます。先着508人。☎平成31年1月19日(土)午後1時30分～4時30分(開場は午後0時45分)☎清瀬けやきホール☎田無病院医師 鴨下博氏【主催】北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会、国立病院機構東京病院【協力】東京都心身障害者福祉センター

☎☎障害福祉課障害福祉係 ☎042・497・2073

※駐車場はございませんので公共交通機関をご利用ください。

高次脳機能障害 自分らしく生きるために

日程 2019年1月19日(土) 入場無料

時間 13:30～16:30(開場12:45) 事前申込不要

会場 清瀬けやきホール(田無病院) 定員508人

内容 手話通訳、聴覚補助器具あり

「I部」基調講演「リハビリテーション～生活自立に向けて～」

「II部」当事者の体験から「自分らしく生きるために」

主催 北多摩北部地域高次脳機能障害者支援ネットワーク協議会、国立病院機構東京病院

協力 東京都心身障害者福祉センター

問合せ 清瀬市 障害福祉課 ☎042-497-2073

〒201-8501 清瀬市 田無 1-1-1 田無病院

〒201-8502 清瀬市 田無 1-1-1 田無病院

〒201-8503 清瀬市 田無 1-1-1 田無病院

〒201-8504 清瀬市 田無 1-1-1 田無病院

※駐車スペースあり 公共交通機関をご利用ください。

あなたのちょっとした手助けを必要としています ご存知ですか? 「ヘルプカード」

障害のある方や難病にかかっている方の中には、心臓や腎臓などの内部障害や、聴力・視力・発達障害・高次脳機能障害など、見た目からは分かりにくい障害のある方が多くいます。

「ヘルプカード」は障害のある方が普段から身に付けておくことで、周囲の人に配慮が必要なことを知らせることができます。また、日常生活や災害時などの困った時に、周囲の人に手助けをお願いしやすくなります。中面には手助けしてほしいことや伝えたいこと、緊急連絡先などが記載できます。お持ちの方を見かけたら、温かい配慮をお願いします。なお、「ヘルプカード」は障害福祉課で配布しています。



障害に関するマーク



障害者のための国際シンボルマーク



盲人のための国際シンボルマーク



身体障害者標識(身体障害者マーク)



聴覚障害者標識(聴覚障害者マーク)



ほじょ犬マーク



耳マーク



オストメイトマーク



ハート・プラスマーク



ヘルプマーク



詳しくは、こちらの内閣府ホームページをご覧ください。

納税にご協力を

■夜間納税・納税相談☎12月19日(水)・20日(木)午後8時まで
■日曜納税・納税相談☎12月23日(日)午前9時～午後4時

■土曜納税・納税相談☎12月8日(土)午前9時～正午
☎いずれも市役所徴収課窓口☎徴収課徴収係 ☎042・497・2045